

観智院本『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』における漢字字体の記載の比較 ——異体字が連続して記される形式について——

田 村 夏 紀

【キーワード】『類聚名義抄』『龍龕手鑑』漢字字体 異体字

一、はじめに

『類聚名義抄』は、院政期に成立した漢和辞書であり、原撰本系統と改編本系統の二系統が存する。原撰本系統の図書寮本『類聚名義抄』⁽¹⁾は、法相宗の僧により院政期に書写されたものと言われ、完本の五分の一程度の零本である。改編本系統の『類聚名義抄』⁽²⁾は、法相宗の僧により院政期に書写されたものとされ、完本の五分の一程度の零本である。改編本系統の中では、唯一の完本が観智院本『類聚名義抄』⁽³⁾である。観智院本は、真言宗の僧慈念が仁治三年（一二四二）に書写したものと傳頤慶が建長三年（一二五二）に転写し、これをさらに転写したものとの言われる。原撰本系統に比べて、改編本系統の本には、異体字の増補という特徴が認められる。ただし、字体の引用文献の書名はほとんど記されていない。⁽⁴⁾引用の元となつた文献、資料を特定し、それらとの比較を行うことにより、鎌倉時代に於ける漢字字体に対する評価や、多数の異体字収集の目的を明らかにしていくことが必要である。⁽⁵⁾

二、方法

本稿では、『龍龕手鑑』と『類聚名義抄』の関係を明らかにすることを目的として、異体字が連続して記されるという特徴的な形式に注目し、字体の比較・字体注記の種類の比較・字体の記載順の比較を行いう。

調査方法は次の通りである。

1、「類聚名義抄」において、本行に四字以上の異体字(3)が連續して記され、その下の割書に「四」以上の数字を伴つた異体字注記が記されるものを用例として取り上げ、形式Iとする。これらを、異体字が連続する形式の典型的な用例として、とらえることとする。(次の用例では、正字の下に、異体字が四字体連続して記され、その下の割書に「四谷(俗の略字)」と字体注記が記されている。用例は、影印本のコピーによって、漢字字体と字体注記を示す。音義に関する注記等は省略し、…で記す。)

〔例〕「趣」字

趣 : 趣_正越_正胡_正越_正

(類 仏上六九 8)

2、「類聚名義抄」において、本行に四字以上の異体字が連続して記され、その下の割書に数字を伴わない異体字注記が記されるものを用例として取り上げ、形式IIとする。この形式は、形式Iの字体注記の上に付された字数を示す数字が省略されたものと考えられ、形式Iに準ずるものとしてとらえる。

〔例〕「傘」字

傘 : 傘_正傘_正傘_正傘_正傘_正

(類 僧中一 3)

3、形式I、IIの「類聚名義抄」の用例について、「龍龕手鑑」に同様の記載があるかどうか比較調査する。このとき、三つ

の点に注目する。

一点目は、対応する字体があるかどうかである。対応関係を調べる対象字は、「類聚名義抄」の連続して記された漢字を含むその用例中の全ての字体とする。また、完全に字の形が一致していない場合でも、点画の長さの違いや、一、二画の画数の違いという範囲で字体が類似しているものは、書写や印刷上の誤写や変化の範囲内にあると考えて、対応する字体があるととらえた。(用例は、右に『龍龕手鑑』、左に『類聚名義抄』を記す。対応する字体ととらえたものには、『龍龕手鑑』の用例の上から順に番号を付し、それと同じ番号を、対応する『類聚名義抄』の字体にも付す。)

〔例〕「趣」字

趣_正 : 趣_正越_正胡_正越_正

(龍 五・六三ウフ)

① ② ③
趣_正 : 趣_正越_正胡_正越_正

(類 仏上六九 8)

二点目は、対応する字体の字体注記が一致しているかどうかである。このとき、連続する字体の下に「四俗」「俗」等の字体注記がある場合、上の字体の一つ一つをそれぞれ「俗字」であるととらえることとする。(次の用例には、対応する字体の字体注記を、それぞれの番号の下に記し、字体注記の種類が一致するものには、——を付す。)

例 「趣」字

趣^正 : 趣^{①なし}_{②俗} 趣^{③俗}_{②俗} 趣^{③俗}_{③俗}

(龍五・六三二七)

趣^正 : 趣^{①なし}_{②俗} 趣^{③俗}_{②俗} 趣^{③俗}_{③俗}

(類、仏上六九八)

三点目は、対応する字体の記載順が一致しているかどうかである。これは、対応する漢字字体のみを対象とし、その中で、各々の字体が上から何字目に記されているかを比較するものである。(次の用例では、一字目の字体の記載順は一致しており、一、二字目の字体は記載順が逆になつていて。)

例 「趣」字

趣^正 : 趣^{①一字目}_{②二字目} 趣^{③二字目}_{②二字目} 趣^{③二字目}_{③二字目}

(龍五・六三二七)

趣^正 : 趣^{①一字目}_{②二字目} 趣^{③二字目}_{②二字目} 趣^{③二字目}_{③二字目}

(類、仏上六九八)

以上の方に従つて行つた調査の結果を次の三、四、五、六において述べる。

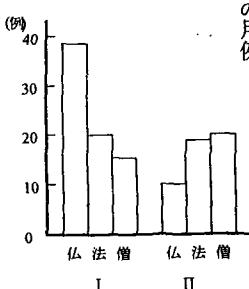
三、「類聚名義抄」の記載

まず、「類聚名義抄」において、形式I、IIの用例数を調査した。用例数は、表・グラフ(1)に示す。

(表・グラフ(1)) 「類聚名義抄」の用例

形式	I	II	合計
仏	39 (52.0)	10 (20.4)	49 (39.5)
法	20 (26.7)	19 (38.8)	39 (31.5)
僧	16 (21.3)	20 (40.8)	36 (29.0)
合計	75 (100)	49 (100)	124 (100)

()内は割合 (%)



形式Iは七十五例、形式IIは四十九例見出され、合わせて百二十四例である。仏、法、僧の卷により、用例数に偏りがみられる。形式Iは仏の卷が最も多く、全体の五割以上を占める。これとは逆に形式IIは、仏の卷は最も少なく、法、僧の卷がそれぞれ全体の四割ずつを占める。仏の卷において、形式IIよりも形式Iが多いのは、法、僧の卷に比べて、「四、五」等の数字を省略せずに丁寧に記しているためではないかと考えられる。また、連続する異体字の字数は、表(2)の通りである。

(表(2)) 「類聚名義抄」の用例の連続する字体数

試字数	I	II	合計
4	35	24	59
5	21	11	32
6	10	5	15
7	6	4	10
8	0	2	2
9	2	1	3
10	1	1	2
11	0	0	0
12	0	0	0
13	0	0	0
14	0	1	1
合計	75	49	124

連続する字体の数は四字から十四字まである。四字体の連続が最も多く、五十九例（四七・六%）ある。以下、字体数が多いものは用例数が少なくなる。ただし、本稿では、字体数が多いにより用例の性質に差が認められなかつたため、四字以上の異体字が連続する用例を一つのグループとしてとらえることとした。これらの用例を『龍龕手鑑』と比較した結果を、次に述べる。

四、「類聚名義抄」と『龍龕手鑑』の字体の比較

ここでは、『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の比較の一項目目として、漢字字体を比較した結果を示す。『類聚名義抄』の形式I、IIの用例百二十四例について、『龍龕手鑑』の記載と比較し、関連ある記載があるかどうかという観点から、次のA～Fの分類を行つた。

A、「龍龕手鑑」の全字体が『類聚名義抄』の全字体と対応しているもの

〔例〕「麤」字

麤^正：麤^② 麤^③ 麤^{或作} 麤^④ 麤^⑤ 麤^⑥ 麤^⑦ 麤^{四俗}

〔龍、八・三六〇七〕

麤^正：麤^② 麤^{或作} 麤^④ 麤^⑤ 麤^⑥ 麤^⑦ 麤^{四俗}

〔龍、八・三六〇七〕

〔類、仏上七一～二〕

B、「龍龕手鑑」の半数以上の字体が『類聚名義抄』の全字体と対応しているもの

〔例〕「齧」字

齧^正：齧^② 齧^③ 齧^④ 齧^⑤ 齧^⑥ 齧^⑦ 齧^{六俗}

〔龍、五・四五〇二〕

齧^正：齧^② 齧^③ 齧^④ 齧^⑤ 齧^⑥ 齧^⑦ 齧^{五俗}

〔類、法上一〇四二〕

C、「龍龕手鑑」の全字体が『類聚名義抄』の半数以上の字体と対応しているもの

〔例〕「傀」字

傀^正：傀^通 傀^② 傀^③ 傀^{或作} 傀^④

〔類、法上一・一八〇三〕

傀^正：傀^通 傀^② 傀^③ 傀^{或作} 傀^④

〔類、法上一・一八〇三〕

〔類、仏上一～一〕

D、「龍龕手鑑」の半数以上の字体が『類聚名義抄』の半数以上の字体と対応しているもの

〔例〕「魅」字

魅^正：魅^② 魅^{或作} 魅^④ 魅^⑤ 魅^⑥ 魅^⑦ 魅^{或作}

〔類、法上一・一八〇三〕

記載に関連があるものととらえる。その中で分類Aは、全ての字体が対応しており、特に関連が深いことを示す用例である。形式IとIIの用例数は、表・グラフ③と表・グラフ④に示す。

〔例〕
「螻」字

鼠 鼠 鼠 鼠 鼠 鼠
今迄 鼠翠覩覩覩覩覩覩
類 僧下四 (4)

鼠

卷之三

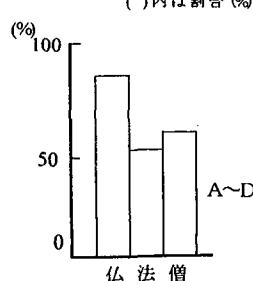
E、『龍龕手鑑』と『類聚名義抄』
A～Dにはあてはまらないものの
「」

魅正、胞今、胞支、胞同上、胞、胞、胞、胞、胞、鬼五·六才5、鬼並俗

〔表・グラフ③〕 形式Iの字体の対応関係の分類

彌 卷	A	B	C	D	E	F	合 計
	A~D小計				E F小計		
仏	0	1	4	3	1	1	10
	8 (80.0)			2 (20.0)		(100)	
法	0	0	4	6	9	0	19
	10 (52.6)			9 (47.4)		(100)	
僧	0	2	3	7	6	2	20
	12 (63.2)			8 (36.8)		(100)	
合 計	0	3	11	16	16	3	49
	30 (61.2)			19(38.8)		(100)	

表・グラフ④ 形式IIの字体の対応関係の分類



-5-

形式Iでは、両辞書に関連のある用例数が四十六例(六一・三%)ある。特に、仏の巻においては、八割以上がA～Dに属し、関連性が高いことが分かる。また、仏の巻のみに、分類Aの用例が二例見出された。

形式IIでは、両辞書に関連のある用例数が三十例(六・二%)あり、私の巻においては、八割がA～Dに属し、特に関連性が高い。これは、形式Iにみられた特徴と一致している。

A～Dに属する用例は、形式I、IIを合わせて七十六例であり、全用例の六・三%を占める。

これらのことから、『類聚名義抄』の形式Ⅰ、Ⅱで記された用例の六割以上は、『龍龕手鑑』の記載と関連があり、仏の巻において、特に関連性が高いと言える。

五、【類聚名義抄】と【龍龕手鑑】の字体注記の種類の比較

ここでは、「類聚名義抄」と「龍龜手鑑」の比較の一項目目として、対応する字体に付されている字体注記の種類を比較した結果を示す。これは、分類A～Dに属する用例七十六例を対象とし、両辞書の用例に共に何らかの字体注記が付されている場合について、調査を行つたものである。(次の用例には、字体注記が共に「俗」で一致するものが四字、「龍龜手鑑」は「正」、「古」であり、「類聚名義抄」は字体注記がないものが一字、「龍龜手鑑」は「俗」であり、「類聚名義抄」は「或」であるものが一字ある。)

例
一
題
字

龍一類	用例數
俗—俗	131
或—或	3
今—今	1
通—通	1
正—正	4
合計	140

〔表⑥〕形式Iの一一致する字体注記の種類

分類 卷	一致	不一致	合計
仏	98	35	133
法	22	13	35
僧	20	5	25
合計	140 (73.6)	53 (26.4)	193 (100)

()内は割合(%)

形式Iの用例数は、表⑤、⑥、⑦の通り
〔表⑤〕形式Iの字体注記の種類の比較

眡④俗
眡谷

〔表⑦〕 形式Iの一致しない字体注記の種類

類	用例数
龍一類	27
同一俗	4
通一俗	2
通一或	4
古一俗	1
古一通	1
古一歎	1
古一正	1
或一俗	3
或一通	1
俗一隨	1
俗一或	1
俗一通	1
俗一正	2
今一同	2
正一俗	1
正一今	1
合計	53

形式Iでは、対象とした百九十三字体のうち、百四十字体（七三・六%）の字体注記が一致していた。一致する字体注記の種類は、「俗」が最も多く、百三十一例（一致する用例の九三・六%）存する。他に、「或」「今」「通」「正」が一致する場合もあった。字体注記の種類が異なるもののうち、『龍龜手鑑』の「同」と『類聚名義抄』の「俗」が対応するものが最も多く、二十七例（異なる用例の五〇・九%）である。

形式IIの用例数は、表⑧、⑨、⑩に示す。

〔表⑧〕 形式IIの字体注記の種類の比較

類	一致	不一致	合計
仏	22	10	31
法	29	16	45
僧	48	13	61
合計	99 (72.3)	39 (27.7)	137 (100)

()内は割合(%)

〔表⑨〕 形式IIの一致する字体注記の種類

類	用例数
龍一類	92
俗一古	1
正一正	6
合計	99

類	用例数
龍一類	16
同一俗	1
同一正	1
俗一或	3
俗一通	1
俗一正	1
古一俗	4
古一正	1
或一俗	2
或一今	1
或一正	1
今一正	2
正一同	2
正一俗	1
正一隨	1
正一今	1
合計	39

形式IIについては、対象とした百三十七字体のうち、九十九字体（七一・三%）の字体注記が一致していた。一致する字体注記の種類は、「俗」が最も多く、九十二例（一致する用例の九二・三%）と大半を占める。他に、「古」「正」が一致する場合もあつた。字体注記の種類が異なる場合、『龍龜手鑑』の「同」と『類聚名義抄』の「俗」が対応するものが最も多く、十六例（異なる用例の四一・〇%）ある。これは、形式Iの特徴と共通する。

これらのことより、『龍龜手鑑』と『類聚名義抄』の対応する字体の字体注記の種類は七割以上が一致しており、一致していない場合でも、一定の傾向が認められることが明らかとなつた。

「」で、数字を伴うという記載方法に着目して、形式Iの七十五例を『龍龕手鑑』と比較した。その結果、同じ数字を伴う同じ種類の字体注記が付されているものが七例あり、異なる数字を伴う字体注記が付されているものが二十二例あった。これら合計三十九例（四一・一%）が、数字を伴う字体注記をもつという点で関連性があると言える。なお、同じ数字を伴う同じ種類の字体注記をもつ用例七例中六例は、仏の巻に存するものである。このように、『龍龕手鑑』と『類聚名義抄』の用例には、数字を伴う字体注記が記されている、という共通点がある。

また、形式IIの四十九例についても、同様の調査を行つたところ、二十一例（四一・九%）が、『龍龕手鑑』の数字を伴う字体注記をもつ用例と対応していた。「」とから、形式IIは、形式Iと同様の性質をもつ用例であると考えられる。形式IIのように、連続して字体が記された後に一つの字体注記が付されている場合、この字体注記は一番下の字体のみに付されたものではなく、連続する字体全てに共通する字体注記として記されていると考えてよいだらう。

六、『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の字体の記載順の比較
「」では、比較の二項目として、『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の、対応する字体の記載される順位を比較した結果を示す。これは、分類A～Dに属する用例七十六例の対応する字体のみを対象として調査を行つたものである。『龍龕手鑑』の何字目の

字体が、『類聚名義抄』では、何字目に記されているか比較した。（次の例は、一、二、四字目の字体の記載順は一致するものである。）

例 「驅」字

①一字目 ②二字目 ③二字目 ④四字目 ⑤二字目 ⑥六字目

驅 驅 駐 通 墓 駕 駕 駕 駕 駕 駕 駕 駕
(龍五・一六〇)

(類僧中一〇一)

(龍五・一六〇)

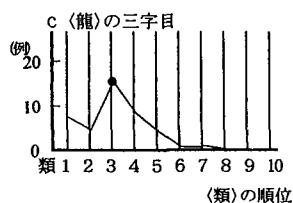
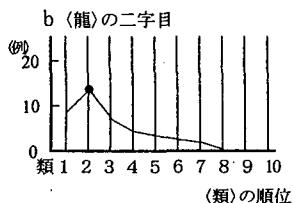
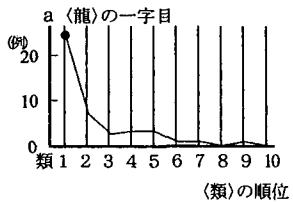
(類僧中一〇一)

形式IとIIの用例数は、表①・グラフ⑪・a、b、cと、表⑫・グラフ⑫・a、b、cに示す。（グラフaは、『龍龕手鑑』の一字目の字体が、『類聚名義抄』では何字目に記されているかを示したものである。グラフb、cも同様に、それぞれ『龍龕手鑑』の二字目、三字目と対応する『類聚名義抄』の字体の順位を示したものである。それぞれのグラフ中の、最も用例数の多い組み合わせを示す箇所に丸印を付している。）

形式Iについては、『龍龕手鑑』の一字目に記される字体は、『類聚名義抄』でも一字目に記される場合が最も多く、四十六例中二十四例（五一・一%）ある。同様に、『龍龕手鑑』に二字目に記される字体、三字目に記される字体も、それぞれ、『類聚名義抄』の二字目、三字目に記される場合が最も多くみられた。

〔表⑪〕 形式Iの字体の記載順の比較

類 龍	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	24	8	3	4	4	1	1		1	
2	9	14	8	5	4	4	2			
3	9	6	15	9	5	1	1			
4	2	9	12	10	3	2	1	1		
5	1	4	3	9	5	2	4			
6		2	4	2	3	4		1		
7		3		1	4	1	1			
8			1			1				
9	1								1	
10										1



グラフ⑪

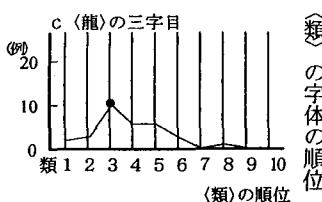
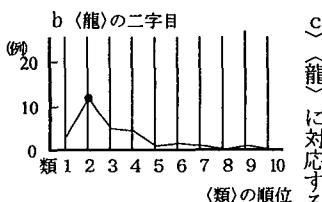
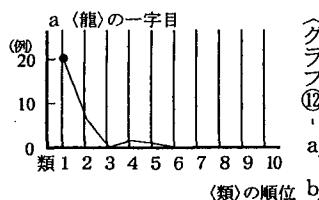
a、
b、

c、
〔龍〕に
対応する
類

の字体の順位

〔表⑫〕 形式IIの字体の記載順の比較

類 龍	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	20	7		2	1						
2	3	13	5	4	1	2	1		1		
3	2	3	10	5	6	3		1			
4	3	5	7	10			4				
5	1	2	4	3	6	3		1			
6	1		3	2	5	1					
7			1	2		2	1	1	1		
8						1			1		
9				1		1					
10					1					1	
11											



グラフ⑫

a、
b、

c、
〔龍〕に
対応する
類

の字体の順位

形式Ⅱについても同様に、『龍龕手鑑』の一字母の字体が『類聚名義抄』でも一字目に記されるものが最も多く、三十例中一十例（六六・七%）みられ、一字目、三字母に記される字体も同じ順位に記される場合が最も多くみられた。

これらのことより、『類聚名義抄』に四字以上連続して異体字が記されている場合、字体の記載順が、『龍龕手鑑』と共に通する場合が多いことが明らかとなつた。

七、まとめ

観智院本『類聚名義抄』において、四字以上の異体字を連続して記す形式の用例百二十四例について、『龍龕手鑑』の記載と比較した結果、次のような類似点が見出せた。

1、『類聚名義抄』の用例の六割は、『龍龕手鑑』の用例と、少なくとも半数以上の字体が対応していた。特に仏の巻において、高い関連性が認められた。

2、『類聚名義抄』の全字体と『龍龕手鑑』の全字体が対応しているものが存した。これは、仏の巻に存する用例である。

3、『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の対応する字体に共に字体注記が付されているもののうち、七割以上の字体注記の種類が一致していた。

4、『類聚名義抄』の用例の四割は、数字を伴つた字体注記をもつ『龍龕手鑑』の記載と対応していた。特に仏の巻において、共通する数字をもつ用例が多くみられた。

5、『類聚名義抄』と『龍龕手鑑』の対応する字体の記載順は、一番目が一致する場合が五割以上あり、二番目、三番目の字体の順位が一致する場合も多くみられた。

これらの結果より、観智院本『類聚名義抄』には、『龍龕手鑑』の記載内容が引用されていることが示唆される。仏の巻において、『龍龕手鑑』との関連が特に強く認められたことは、巻により編集方針が異なつていたことを示している。

『類聚名義抄』の編者が参照した『説文解字』『玉篇』のような多数の字数を有する基本的な中国の辞書には、異体字を列挙し、その下に数字を伴つた異体字注記を付すという特徴的な記載方法は見られない。⁽²⁾また、観智院本には、いずれの部首にも属さない漢字を最後にまとめた「雜部」が存するが、『龍龕手鑑』にも同様に、最後に「雜部」が存するという共通点もある。一方、ここで、図書寮本『類聚名義抄』について、『龍龕手鑑』との関係をみるとために、観智院本において用例とした形式Ⅰ、Ⅱの用例が図書寮本ではどのように記されているか調査した。その結果、図書寮本の現存する巻である法上、法中においては、四字以上の字体を連続して記すような記載ではなく、『龍龕手鑑』と関連あると言えるような、半数以上の字体が一致する、分類A～Dに属する用例も見出せなかつた。図書寮本の引用文献の中には、『龍龕手鑑』の書名は見出されないので、図書寮本では『龍龕手鑑』を参照していないことは明らかである。これに対して、観智院本には、『龍龕手鑑』と類似する点が多い。

『類聚名義抄』と『龍龜手鑑』の記載に違いがある理由の一
つとして、『龍龜手鑑』以外の出典から引用された字体が『類聚
名義抄』に収録されていることが挙げられる。(次の用例
では、図書寮本『類聚名義抄』の記載により、「玉」〔玉篇〕、「厂」〔玄
応一切經音義〕」を出典とする字体(A、B)が、観智院本『類聚名
義抄』に収録されていると考えられる。)

(例)「戯」字

戯^A 戰^B 戱^① 戱^② 戱^{〔或作〕}

(龍一・三才4)

戯^A 戱^B 戱^{〔或作〕}

(類、法上一一一)

戯^A 戱^B 戱^{〔或作〕}

(図、一四〇一)

戱^A 戱^B

(図、一四二六)

今後は、図書寮本『類聚名義抄』を介在として、観智院本『類
聚名義抄』の字体の出典を明らかにしていきたい。

注

1、『図書寮本類聚名義抄』(勉誠社、一九七六年)の影印を使用した。

2、『類聚名義抄』(正宗教夫編、風間書房、一九五五年)の影印を使
用し、『天理図書館善本叢書類聚名義抄』(八木書店、一九七六年)
を参照した。

3、観智院本には、異体字の出典として、『玉篇』『説文解字』等の書
名が記される場合があるが、少數例に過ぎない。

4、吉田金彦「観智院本類聚名義抄の参考文献」(芸林九・三、一九
五八年六月)、西原一幸「図書寮本『類聚名義抄』所引の『千禄字
書』について」(金城国文六二、一九八七年三月)、貞丸伊徳「日本
の辞典『漢字講座』『漢字研究の歩み』(明治書院、一九八九年)、
池田証美「図書寮本類聚名義抄と千禄字書」(国語学一六八、一九
九二年三月)、杉本つとむ「異体字研究」と『千禄字書』(早稻田
日本語研究一、一九九四年三月)において、『類聚名義抄』の字体
の出典研究が進められている。拙稿「観智院本『類聚名義抄』と『龍
龜手鑑』の正字・異体字の比較」(鎌倉時代語研究二十、一九九七
年五月)において、『類聚名義抄』と『龍龜手鑑』の漢字字体につ
いて、本稿で取り上げたものとは別の記載形式に注目して比較を行
い、共通点を指摘した。拙稿「千禄字書」と観智院本『類聚名義
抄』の比較―図書寮本『類聚名義抄』を介在として―(国語学研
究と資料二)、一九九七年十二月)では、『類聚名義抄』二本の比
較も行った。また、『類聚名義抄』改編の事情について、望月郁子
『類聚名義抄の文献学的研究』(笠間書院、一九九二年)を参考に
した。また、観智院本の書写に関して、小林恭治「観智院本類聚名
義抄の筆跡による各帖の類別について」(訓点語と訓点資料九四、
一九九四年九月)を参考にした。

5、『異体字研究資料集成別巻』(杉本つとむ編、雄山閣、一九七五

年の影印を使用した。『龍龕手鑑』は、高麗版『龍龕手鏡』が現存本中最も古い版本（十一世紀刊）であり、遼版の形式を伝えると言われるが、完本ではないため、朝鮮版の一本である内閣文庫所蔵本（一四七二年刊か）の影印を使用した。なお、宋版の『龍龕手鑑』（十一世紀頃刊）と『類聚名義抄』の比較を行うことが必要だと考へている。朝鮮版には、「今増」等という注記を付して字体が増補されるという特徴があるが、これらの字体と観智院本の字体とが対応する場合がみられた。朝鮮版は、観智院本の成立・書写時代より後の版本であるが、朝鮮版との類似が観智院本に認められるることは、『龍龕手鑑』の増補の時期とも関わる問題となる。（次の用例では、『龍龕手鑑』の②③の字体に対応する字体が、『類聚名義抄』にも記されている。これらの字体は、高麗版（京城帝国大学法文学部蔵版『龍龕手鏡』による）、宋版（四部叢刊統編『新修龍龕手鑑』による）には、記されていないものである。）

例 「瓊」字

瓊^正 瓊^古 瓊^{改作}
瓈^古 瓊^增 瓊^{同上}
瓈^{同上} 瓊^{下闕}
瓈^① 瓊^② 瓊^③

（龍七・四九〇一）

- 6、注4の吉田金彦によれば、「すでに十一世紀末頃遼版のこの書は宋に渡つて北宋版が造られてゐたから（高麗版経由を著へすとも）、手鑑成立後一世紀もすれば、抜目のない宋商人の手によつてもたらされてゐたのではなかろうか」として、宋版が、十三世紀には日本
- 9、図書寮本の出典については、吉田金彦「図書寮本類聚名義抄出典 改上・中・下」（訓点語と訓点資料一・三・五、一九五四年八月・十二月・一九五五年十月）、注1の『図書寮本類聚名義抄』解説 索引編を参照した。

に伝来していたことを推定している。また、注4、5の杉本つとむによれば、「わが国の古活字本は朝鮮版系統である」とから、朝鮮版が刊行された一四七二年頃より後に日本に伝來したと推定されている。なお、日本の古活字版は、元和中頃（一六一〇頃）の版と推定されているものである。

7、注4の吉田金彦、貞丸伊徳の指摘による。

8、本稿でいう異体字とは、観智院本『類聚名義抄』『龍龕手鑑』において、「俗」「或」「通」「古」等のように「正」以外の字体注記を伴つて記される字であり、正字と同音・同義であるが、字体の異なる字のことである。また、字体とは、点画の組み合わせによって成り立つ漢字の骨組みであり、線の太さや文字の大きさ等の個別的な要素を取り除いたものととらえる。ただし、本稿において、用例として示したコピーは、具体的な字の形そのものを表している。また、本稿で、四字以上の異体字が連続するものを用例としたのは、先行研究（注4の吉田金彦、貞丸伊徳による）において、『類聚名義抄』との類似性が指摘されている用例を参考にしたものである。